

松江商業高校未来創造コンソーシアム規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「松江商業高校未来創造コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、松江商業高等学校が目標とする「地域人材の育成」「IT人材の育成」「グローバル人材の育成」並びに「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校、保護者、振商会、地域企業、地域が協働体制を構築し、「未来創造」をコンセプトとした人材育成を行うことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 「地域人材」「IT人材」「グローバル人材」の育成に資すること
- 二 生徒・保護者にとって魅力的な教育プログラムを開発すること
- 三 地域に貢献する教育プログラムを開発すること
- 四 教職員の資質能力の向上に資するプログラムを開発すること
- 五 定住化に繋がる教育プログラムを開発すること

(組 織)

第4条 コンソーシアムは松江商業高等学校との協働活動に関わる団体等により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働事業の方針を協議する「役員会」と、具体的な協働活動を企画・運営を行う「ワーキング会議」を置く。
- 3 コンソーシアムには、事務局として「魅力化推進部」を置く。
- 4 コンソーシアムには、会計を監査する監事を置き、松江商業高等学校PTA監事を充てる。

(役員会)

第5条 役員会の役員は10名以内とし、校長が委嘱する。

- 2 役員には以下の者を含めるものとする。
 - 一 松江市内の住民
 - 二 松江商業高等学校に在籍する生徒の保護者
 - 三 学校の運営に資する活動を行う者
- 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員会に次の役職をおく。
 - 一 会長1名
 - 二 副会長1名
- 5 会長及び副会長は役員の内選によりこれを定める。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、原則年2回招集する。ただし、必要に応じて臨時会を招集することができる。

2 役員会の議長は会長をもって充てる。

3 役員会は、役員半数以上の出席により成立する。

4 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は、第3条に掲げる協働事業について役員会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、会長の専決によるものとする。

2 役員会は、各種委員会での活動や決定事項について共有・振り返り・協議することで、松江商業高等学校の人材育成に向けたよりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

3 コンソーシアムの予算は、役員会の承認を得るものとする。

(ワーキング会議)

第9条 ワーキング会議はコンソーシアムの協働活動を企画・運営する。

2 ワーキング会議は、委員長、副委員長をおく。

3 ワーキング会議の議長は委員長をもって充てる。

3 ワーキング会議の事業計画は役員会において審議・承認する。

4 ワーキング会議のメンバーは、役員会で承認する。

(魅力化推進部)

第10条 魅力化推進部は松江商業高等学校内に置き、コンソーシアムに関する連絡調整並びに事務を行う。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の承認を経て変更することができる。

2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

〈附 則〉

この規約は令和3年5月31日から施行する。

改正 令和4年4月 1日

改正 令和5年2月13日